外国法研究 1 〈B23A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	2
科目試験出題者	佐藤 信行
文責 (課題設題者)	佐藤 信行
教科書	指定 伊藤 正己・木下 毅『アメリカ法入門』[第 5 版] 以降(日本評論社)

《授業の目的・到達目標》

「外国法研究1」は、英米法入門科目でありイギリス法を主対象とする「外国法概論1」の発展科目として位置づけられるもので、イギリスの法伝統を踏襲しながら独自の発展を遂げてきたアメリカ法を対象とします。ただし、アメリカ合衆国は連邦制を採用しており、限られた時間の中で、50 州と連邦からなるアメリカ法体系全体を理解することは、当然不可能です。そこで、この科目では、アメリカ法の中でもとくに、日本をはじめとする各国の憲法制度に大きな影響を与えてきたアメリカ合衆国憲法についての理解を深めることを目的とします。

周知のように、日本国憲法は、第二次大戦後に合衆国憲法の強い影響の下に制定されたものであることから、私たちが自らの憲法を時代の変化に合わせて発展させていこうとするとき、合衆国憲法の経験から多くを学ぶことができますし、またしなければなりません。その意味で、履修者の皆さんには、単に合衆国憲法に関する断片的な知識を得るのではなく、日本の問題状況と対比させながら合衆国憲法の動態(しばしば "living constitution" や "living tree" と呼ばれます)を考察することが求められますし、そのような学習姿勢を身に付けることが、この科目における皆さんの到達目標ということになります。

別の言い方をすれば、この科目を学ぶことによって、日本法(とりわけ日本国憲法)の理解を深めること、さらには、比較の手法によって日本法を深く理解することのできる能力の涵養がこの科目の到達目標です。

《授業の概要》

上に記したように、この科目のメイン・テーマは合衆国憲法ですが、その前提として、①英米法と日本法の関係(英米法とくにアメリカ法の日本への影響と日本における英米法研究の意義と目的)、②イギリス法とアメリカ法の関係(とくにアメリカ法文化の独自性)について、一定の理解を蓄えることが重要です。教科書を読み進むに当たって、これらの点を念頭に置いてください。

メイン・テーマとなる合衆国憲法については、とくに次の2点について、深く理解するように努めてく ださい。

(1) 連邦制度の基本原理

アメリカの政治制度・社会制度は、連邦制度という枠組みの中で、形成され、発展してきました。この事実は、単一国家としての経験しか持ち合わせていない我々がアメリカ社会、とりわけその法律制度を理解しようとする場合に、大きなパーセプション (認識)・ギャップを生む原因となっています。このような点から、履修者の皆さんには、アメリカにおける連邦制度の基本原理を理解するよう努めてください。

(2) 違憲立法審査制度と民主制の原理

アメリカでは、1803年のマーベリ対マディソン事件を契機として、違憲審査制度が確立しました。この制度は、「司法権の優越」と呼ばれるアメリカ的憲法伝統の中核をなすものですが、民主的基盤を持たない少数の司法エリートが国民の代表による決定を覆し得る制度であるという意味で、議会制民主主義と原理的に対立する側面を持っています。何故このような制度が民主制社会に存在するのか、その機能と限界は何か、こうした点に着目しながら、教科書および参考書に取り組んでください。

《学習指導》

絶対的条件ではありませんが、この授業をより深く理解するために、前もって「外国法概論 1 」を履修することをお勧めします。また、「憲法」も前もって履修しておくことが推奨されます。他方で、教科書・レポート・スクーリング講義・科目試験の言語は、いずれも日本語ですので、履修に際して特別な英語の能力は必要ありません。なお、スクーリングの講義では、息抜きを兼ねて「法律英語ミニ解説」を行う予定です。

なお上にも記したように、この科目は、合衆国憲法に関する断片的な知識を得るのが目的ではありません。履修者の皆さんは、日本国憲法に関するそれぞれの学習成果を踏まえながら、合衆国憲法の経験を学び取るように努めてください。

また、通読するに適した参考文献として、3点を紹介しておきます。樋口範雄『はじめてのアメリカ法 [補訂版]』(有斐閣、2013年)と阿川尚之『憲法で読むアメリカ史(全)』(ちくま学芸文庫、2013年)は、大変読みやすいアメリカ法入門書であり、松井茂記『アメリカ憲法入門(第8版)』(有斐閣、2018年)は、アメリカ憲法の全体像理解を間違いなく助けてくれます。他方、『アメリカ法判例百選』(有斐閣、2012年)は、実質的には、従来の『英米判例百選[第3版]』(有斐閣、1996年)のアメリカ法部分の改定ですので、判例学習を深めたい際に活用してください。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価します。

外国法研究1〈B23A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題

アメリカ合衆国の違憲審査制において、司法の自己抑制(judicial self-restraint)が果たす役割について説明しなさい。このとき、「イギリスにおける議会主権原理」と「アメリカにおける司法権の優越」の違いについて、必ず言及すること。

第2課題

アメリカ合衆国における連邦制の基本構造について説明した上で、合衆国全体を通じた統一的人権保障の構築においてアメリカ合衆国第 14 修正の平等保護条項 (equal protection clause) が果たしている役割について説明しなさい。ただし、必ず Brown v. Board of Education (1954)判決について言及すること。

〈推薦図書〉

松井 茂記『アメリカ憲法入門』〔第8版〕(2018年)有斐閣阿川 尚之『憲法で読むアメリカ史〔全〕』(2013年)筑摩書房樋口 範雄・柿嶋 美子 他『アメリカ法判例百選』(2012年)有斐閣樋口 範雄『はじめてのアメリカ法』〔補訂版〕(2013年)有斐閣田中 英夫 他『BASIC 英米法辞典』(1993年)東京大学出版会